

Hong Kong Tax Alert

24 June 2020
2020 Issue No. 7

IRDが、HKFRS第9号に基づく金融商品の税務上の取扱について 説明する実務解釈方針の改訂版を公表

2019年2月に制定された内国歳入法(以下、「IRO」)のセクション18G~18L(以下、「新法」)は、金融商品の税務上の取扱を香港財務報告基準第9号(以下、「HKFRS第9号」)に基づく会計処理に一致させることを規定しています。

6月初め、内国歳入局(以下、「IRD」)は、新法に関する見解を示すために、改訂実務解釈方針第42号(以下、「改訂DIPN 42」)を公表しました。

このアラートは、改訂DIPN 42に掲載されている以下の注意すべき事項、(i)その他の包括利益を通じた公正価値(以下、「FVTOCI」)または償却原価で測定され、売買目的で取得された負債性金融商品、(ii)期末為替換算差額、及び(iii)新法に基づく会計処理を税務上の取扱と一致させるための選択の取下げを含む、税務上の取扱を中心に説明します。

新法のその他の条項の詳細については、2018年11月15日と2019年2月20日に発行された弊事務所のタックス・アラートをご参照ください。

改訂DIPN 42にて解釈が明らかになったものの、HKFRS第9号に基づく金融商品の税務上の取扱は非常に複雑です。納税者は必要に応じて、税務専門家のアドバイスを求める必要があります。

立法上の背景

2018年1月1日以降に開始する会計期間に適用された、HKFRS第9号、あるいは国際会計基準第9号（以下「IFRS第9号」）、またはIFRS第9号に相当する基準に基づき、ほとんどの金融商品に関する資産及び負債は、会計上基本的に公正価値にて評価されます。このアラートにおけるHKFRS第9号への参照は、IFRS第9号への参照でもあります。

2013年11月の最終法院のNice Cheer¹案件に対する判決で示された通り、会計上認識される未実現またはみなし損益が税務上は、場合によっては課税対象外または損金不算入になります。

Nice Cheer案件の判決は、納税者がHKFRS第9号（旧HKAS第39号）に基づき認識した会計上の損益について、税務申告で未実現損益を除外する税務調整を行わなければならぬことを意味します。

しかし、Nice Cheer案件の判決にかかわらず、多くの納税者は、公正価値ベースで申告することを希望しています。そうすることで、納税者は申告目的のために取引を実現ベースで追跡する手間を省くことを期待しています。

IRDは、納税者の要求に応える臨時措置として2013/14年度以降納税者による公正価値ベースでの申告を受け入れています²。

より明確な方向を提示するため、当該臨時措置をIROで成文化した新法が、2019年2月に制定されました。

6月初めに、IRDは改訂DIPN 42を発行し、そこで新法をどのように解釈し、適用するかを明記しました。

改訂DIPN 42に記載されている新法に関するIRDの見解や立場のほとんどは、2018年11月15日及び2019年2月20日に発行されたタックス・アラートで説明されている通りですので、詳細についてはそちらをご参照ください。

このアラートでは、上述のタックス・アラートで取り上げられていない問題に焦点を当てています。

新法の主要な規定

納税者は、新法に基づいて公正価値ベースで査定されることを選択する必要がある

すべての納税者にとって、実現主義に基づく租税査定が基本姿勢となります。HKFRS第9号に基づく財務諸表を作成し、税務上の取扱いを会計処理と一致させたい希望者は、IROのセクション18Hに従って書面による選択を行うことができます。

いったん選択すると、この会計上の取扱いと一致させる税務上の取扱いは、当該年度とその後のすべての年度の評価に適用されます。さらに、新法が適用されいたら、課税対象または損金算入となっていたであろう過年度のすべての損益は、選択を行った評価年度においても課税対象または損金算入となります。

会計上の取扱いと税務上の取扱いの一致はトレーディング及びオンシヨア商品にのみ適用

新法においては、税務上認識された金融商品に関する損益額（すなわち、税務上の金額）が、HKFRS第9号に基づいて認識された損益額（すなわち、会計上の金額）と同じになります。

このように、新法に基づく会計上の取扱いと税務上の取扱いの一致は、トレーディング目的または収益目的かつ、オンシヨア源泉の金融商品にのみ適用されます。関連する金融商品に関する取扱についての以下の議論では、上述を前提としています。

さらに、会計上の金額は、一般的に損益計算書で認識された金額のみを指し、HKFRS第9号に基づくその他の包括利益（以下、「OCI」）で認識された金額は含まれません。

このように、負債性金融資産のうち、FVTOCIとなっているものについては、以前OCIで認識されていた累積損益が、売却または認識中止の対象となった金融資産の損益勘定を通じてリサイクルされる場合にのみ、当該累積損益が課税または損金算入の対象となります。

ただし、HKFRS第9号では、OCIで認識された特定の金融商品（株式投資など）の累積損益は、損益勘定を通じてリサイクルされません。それにもかかわらず、新法では、このような累積損益を、金融商品が売却され、または認識されなくなった年度において課税または損金算入の対象として扱うための特定規定が設けられています。

金融商品の税務上の金額と会計上の金額との一致は、特定の例外を前提として、HKFRS第9号に基づく実効金利法で損益計算書に認識される受取利息または費用も、そのように認識された金額ごとに課税対象または損金算入となることを意味します。

1. Nice Cheer Investment Limited v CIR FAVC 23/2012
2. HKFRS第9号の適用が一時的に免除されている納税者（保険会社など）、すなわち、新法の適用を選択するために必要な条件が満たされていない納税者に対し、IRDは、臨時措置を2018/19年度及び2019/20年度の事業所得税申告を含めるようにさらに延長すると発表しました。つまり、IRDは、課税対象損益が公正価値ベースで計算されている、2018/19年度及び2019/20年度の事業所得税申告を受け入れることに同意します。

税務上の処理が会計上の処理と一致しないような場合における特定の例外の適用

上記の制度の下では、HKFRS第9号に基づく予想信用損失(以下、「ECL」)及び金融商品の帰属利息の課税または損金算入の可能性は、2つの注目すべき例外に該当します。

償却原価またはFVTOCIで評価された負債性金融商品については、ECLとして認識された減損損失がすべて損益計算書に計上されます。しかし、新法の下では、損益計算書に計上されるECLのすべてが損金算入の対象となるわけではありません。

ECLの損金算入に関する規定

IROのセクション18K(3)～(5)で、HKFRS第9号に基づいてECLとして認識された減損損失は損金算入を認めることを規定しています。ただし、(i)(a)当該貸付が香港において貸金業の通常の事業過程で生じた、または(b)営業債権の場合、香港において以前に事業収益として認識されたかのいずれかで、かつ(ii)当該ECLは信用減損していなければなりません。

逆に、信用減損したECLの損金算入が認められる場合、当該ECLの戻しは香港での課税対象となります。

「信用減損」という表現は、新法で定義されていませんが、HKFRS第9号で定義されています。この場合、HKFRS第9号に基づく「信用減損」という表現の定義は、IROのセクション18K(3)～(5)の解釈に適用されます。

ただし、改訂DIPN 42は、売買目的で負債性金融商品を取得した納税者が、香港において貸金業の通常の事業過程での貸金とみなされることにより、セクション18K(3)～(5)に基づいて信用減損ECLを請求できるか否かについては言及していません。

潜在的な移転価格の調整に従い、帰属利息は無視される

HKFRS第9号では、独立企業間価格原則に基づかない貸付または債務保証(無利息貸付または低利貸付など)は、実効金利法による償却原価で測定されます。実効金利法において、利息は契約条件に規定されているものに加えて、当該貸出金または負債証券に帰属することができます。

しかしながら、セクション18L(9)は、課税または損金算入の対象となる貸付金または負債証券に関する損益、収入または費用の額は、当該貸付金または負債証券の契約条件に従うものとしており、税務目的上は帰属された利息は除外されることを規定しています。

ただし、貸付金または負債証券を伴う取引が、香港が最近法制化した移転価格制度への遵守が免除される「特定国内取引」として認められない場合、IRDは当該取引に対する移転価格調整を行うためのIROのセクション50AAFまたは50AAKの援用の可能性を否定しないでしょう。

改訂DIPN 42に詳述されている注目すべき説明

売買目的で取得した負債性金融商品を償却原価またはFVTOCIで測定した場合の税務上の取扱い

償却原価またはFVTOCIで測定される負債性金融商品とは異なり、損益勘定を通じて公正価値(FVTPL)で測定される負債性金融商品については、個別のECLを認識することはありません。

このように、FVTPLで測定される負債性金融商品の公正価値変動のすべての要素(適用がある場合、ステージ1～3のECLを含む)は、単に当該金融商品の年間公正価値変動として損益勘定に反映されます。

IRDは、売買目的で取得した負債性金融商品の公正価値の変動に対する課税または損金算入の可能性がFVTPLを通じて、ECLの課税または損金算入の可能性を規定する前述のセクション18K(3)～(5)の規定対象とはならないという立場を示しています。

このようなIRDの立場は、税務上の金額と会計上の金額を新法の下で一致させることと関連して、売買目的で取得される負債性金融商品のすべての公正価値の変動(構成要素に関係なく)がFVTPLを通じて課税対象または損金算入となることを意味することになります。

改訂DIPN 42は、特定の状況において、IRDが償却原価またはFVTOCIで測定され、売買目的で取得された負債性金融商品の税務上の取扱いと、FVTPLを通じて売買目的で取得された負債性金融商品の税務上の取扱いを同一視することを示唆しています。

その結果、税務査定官が償却原価またはFVTOCIで測定された負債性金融商品が売買目的で取得されたと納得した場合、そのような負債性金融商品のECLはセクション18K(3)～(5)に基づいて損金算入される必要はありません。

その代わりに、納税者は税務上の目的で、当該負債性金融商品がFVTPLで測定されたかのように、税務計算上の調整が可能であると考えられます。このような「仮定上」の再測定結果により、当該金融商品の公正価値がマイナスに変化する場合、その結果で生じる仮定上の損益計算書への借方記入は損金算入される可能性があります。この場合、損益計算書に計上されたECLは税務上無視されることとなります。

しかし、改訂DIPN 42は、このような「仮定」に基づいて損金算入される場合、このような負債性金融商品のECLが後に完全に戻される場合や、HKFRS第9号に基づき損益計算書に反映されていない事後的な時価評価益がある場合についての税務上の取扱いをどうするか、という問題を扱っていません。

未実現為替差損益の課税

Nice Cheer案件で、To裁判官は、第一審裁判所において、原資産が決済される前の外貨建取引の期末換算損益は、実現損益にはならないとの見解を示しています。

しかし、Nice Cheer案件で問題となった損益は、売買目的で保有していた有価証券の期末再評価損益であり、期末為替換算差額ではなかったため、この点に関するTo裁判官の見解は単なる観察事項であり、拘束力はありません。

これについて、改訂DIPN 42は、期末為替換算差額が未実現損益であるというIRDの見解を堅持しており、Nice Cheer案件で確立された実現原則に該当することを示しています。

したがって、法律上、このような換算差額が金融商品に関するものでない場合、IRDは当該換算差額を課税所得に含めることはできません。逆に、納税者はこのような換算損失を損金算入とすることができます。

このような換算差額が金融商品に関するものである場合でも、納税者が新法に基づいて税務上の金額と会計上の金額を一致させることを選択していない場合、IRDはこのような損益を課税対象外・損金不算入として扱うことが可能です。

しかし、実現主義に基づく税務上の取扱は、納税者に外貨建てのものがいつ決済されたかを追跡するという面倒な作業を課します。その後、当該商品が決済された査定年度の関連する実現損益を計算するために、税務上の調整を行う必要があります。

納税者の実務上の負担を軽減するため、改訂DIPN 42では税務実務上の取扱として、新法に基づいて選択を行っていない納税者は、未実現の期末換算損益を損金算入あるいは課税対象とすることができると示唆しています。

税務上の取扱いの選択取り下げ

公正価値ベースで査定される選択は、下記の場合において失効となります。

- i. 納税者がHKFRS第9号に基づく財務諸表の作成を中止した場合(当該取下げ年度)、または、
- ii. 内国歳入局長官(以下、「CIR」)が、納税者による選択取り下げの書面申請を承認する場合。CIRは当該取下げについて、商業上の理由があり、租税回避が主目的または主目的の一つではないと認めれば、当該申請を承認する可能性があります。当該取下げは、CIRが指定した課税年度から適用されます(当該取下げ年度)。

選択の取下げに正当な商業上の理由があるかどうかは、事実と実態に基づいて検討されるべき問題です。それにもかかわらず、改訂DIPN 42は、企業の選択の取下げの理由が、事業の合併または再編に伴う新たな親会社の税務申告方針に従う場合、CIRはこれを正当な商業上の理由として一般的に受け入れることを示しています。

上記の(i)及び(ii)の場合において、セクション18H(7)は、当該取下げ年度直前の年度末までに保有されたすべての金融商品が、当該中止年度の期首での公正価値により処分・再取得されたとみなされることを規定しています。

当該取下げ年度直前の年度末までに保有されていた金融商品がFVTPLで測定されていない場合、セクション18H(7)のみなし条項の適用は税金への影響をもたらします。

例えば、1,000万香港ドルで取得した負債性金融商品を、当該取下げ年度直前の年度末に1,200万香港ドルでFVTOCIで測定された場合を考えてみましょう。セクション18H(7)の適用結果として、200万香港ドル(1,200万香港ドル-1,000万香港ドル)が当該取下げ年度に査定の対象となります。当該金融商品が売却されず、HKFRS第9号により、当該200万香港ドルの公正価値利得がOCIに反映され、損益計算書を通じてリサイクルされていない場合も、上述の場合に該当します。

それにもかかわらず、セクション18H(7)の適用により、税務上、当該金融商品の原価は、当該金融商品の売却に伴う損益を計算する目的のために、1,200万香港ドルに引き上げられることを意味します。

改訂DIPN 42にて解釈が明らかになったものの、HKFRS第9号に基づく金融商品の税務上の取扱は非常に複雑です。納税者は必要に応じて、税務専門家のアドバイスを求める必要があります。

Hong Kong office

Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Ian McNeill
Deputy Asia-Pacific Tax Leader
+852 2849 9568
ian.mcneill@hk.ey.com

Non-financial Services				Financial Services
David Chan Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com				Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				Business Tax Services / Global Compliance and Reporting
Hong Kong Tax Services				Hong Kong Tax Services
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Chee Weng Lee +852 2629 3803 chee-weng.lee@hk.ey.com	May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com
Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com		Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com
China Tax Services				China Tax Services
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com	Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com	Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com
Tax Technology and Transformation Services				International Tax and Transaction Services
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com	Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com			International Tax Services
International Tax and Transaction Services				James Badenach +852 2629 3988 james.badenach@hk.ey.com
International Tax Services	Transfer Pricing Services	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	Jacqueline Bennett +852 2849 9288 jacqueline.bennett@hk.ey.com
				Vanessa Chan +852 2629 3708 vanessa-ps.chan@hk.ey.com
Transfer Pricing Services	Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com			Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com
				Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com
Transaction Tax Services				Transaction Tax Services
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Tami Tsang +852 2849 9417 tami.tsang@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com
Indirect Tax Services		People Advisory Services		
Andy Leung +852 2629 3299 andy-sy.leung@cn.ey.com	Ami Cheung +852 2629 3286 ami-km.cheung@hk.ey.com	Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com	Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2020 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC no. 03010587
ED None.

ey.com/china

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

